

# 島根大学医学部附属病院病院医学教育センター規則

[平成20年4月1日制定]

[平成20年島大医学部規則第3号]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学医学部附属病院規則（平成16年島大医学部規則第3号）第11条第7項の規定に基づき、島根大学医学部附属病院病院医学教育センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の業務を行う。

- 一 病院医学教育研究費制度に係る企画・立案及び評価に関すること。
- 二 病院の医療安全等教育・研修の統括に関すること。
- 三 病院の医療安全等教育・研修の評価に関すること。
- 四 病院の医療機能に係る評価に関すること。
- 五 医療従事者の資質向上に向けた病院医学教育に関すること。
- 六 病院の医療経済学的検証等に基づく臨床研究に関すること。
- 七 医療従事者の生涯教育・研修等の支援に関すること。
- 八 その他病院医学教育に関すること。

(診療科等の協力)

第3条 各診療科等は、センターの運営が円滑に行われるよう協力するものとする。

(細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。